

履行確実性の審査 ・ 評価のための追加書類等

1. 調査基準価格

調査基準価格は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった①から④までに掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額とする。ただし、地質調査業務以外に係る契約については、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、地質調査業務に係る契約については、その割合が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	
建設コンサルタント(建築に関するもの)及び建築士事務所	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
建設コンサルタント及び設計(土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
一般調査	直接調査費の額	間接調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	
土地家屋調査補償コンサルタント不動産鑑定及び司法書士	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

2. 履行確実性の審査のための追加資料

入札参加者の申し込みに係る価格が1の調査基準価格に満たないときは、以下に掲げる全ての資料の提出を求めるものとする。

【追加資料】

- ・ 様式1 当該価格により入札した理由
- ・ 様式2 入札価格の内訳書
- ・ 様式2-1 入札価格の内訳書の明細書
- ・ 様式2-2 一般管理費等内訳書
- ・ 様式3 当該契約の履行体制
- ・ 様式4 手持ち建設コンサルタント業務等の状況
- ・ 様式4-1 手持ち業務の人工
- ・ 様式5 配置予定技術者名簿
- ・ 様式5-1 直接人件費内訳書
- ・ 様式6 手持ち機械等状況<機械を保有している場合>
- ・ 様式6-1 手持ち機械等状況<機械をリースする場合>
- ・ 様式7 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者

【添付資料】

- ・ 再委託先からの見積書（再委託先の押印があるもの）

- ・過去3ヵ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び過去3ヵ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し
- ・代表者の直筆署名による品質証明書。（ヒアリング当日持参して提出すること）
- ・様式1から7の書面を説明する上で必要となる書面（ヒアリング当日持参して提出すること）

また、入札者の都合による追加資料の提出後の修正及び再提出は一切認めない。

3. 技術提案の履行確実性の審査・評価方法の概要

- (1) 技術提案の履行確実性の審査は、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）、入札説明書の8. (3)④イの履行確実性に関するヒアリング及び上記2の追加資料等をもとに行い、技術提案の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案に係る評価点をその履行確実性に応じて付与する。

なお、ヒアリングに応じない場合（ヒアリングの指定の日時、場所に来なかった場合を含む）及び開札後に追加資料の提出を求められた者が追加資料（ヒアリング当日に持参し提出する書面を含む）を提出期限までに提出しなかった場合（天災、事故、病気等、特別な場合は除く）は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

- (2) 履行確実性の具体的な審査・評価方法は、a) 業務内容に対応した費用が計上されているか、b) 配置予定技術者（照査予定技術者を除く。以下同じ。）に適正な報酬が支払われることになっているか、c) 品質管理体制が確保されているか、d) 再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、a) からd) までの各項目ごとに審査した上で、5段階（A～E）で総合的に評価する。

- (3) 審査の目安は、次のとおりとする。

- a) 業務内容に応じた費用が計上されているか。

審査内容	様式	審査の目安
直接人件費、直接経費、技術経費、諸経費等の必要額が確保されているかを審査する。	様式1 様式2 様式2-1 様式5-1 様式6	○：業務内容に応じて、全て必要額以上を確保している又は必要額を下回った費用についてその理由に妥当性がある。 ×：必要額を下回った費用に関する理由に妥当性がない。 ×：提出資料が不十分であり、審査する情報が十分でない。

必要額は、1 調査基準価格の表中の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成6年4月19日経第750号）に基づいて算出される調査基準価格算出の基礎となった①～④のそれぞれの項目に記載された額とする。

- b) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか

審査内容	様式	審査の目安
配置予定技術者への適正な報酬の支払が確保されているか。	様式3 様式5 様式5-1	○：業務内容に応じて、各々の技術者に支払われている報酬が会社等において定められた額以上を確保している又は必要額を下回っている理由に妥当差異がある。 ×：報酬が会社等において定められた額を下回って

		<p>いる理由に妥当性がない。</p> <p>×：提出資料が不十分であり、審査する情報が情報が十分でない。</p>
配置予定技術者の人工が適正であるか。	<p>様式 4</p> <p>様式 4 - 1</p> <p>様式 7</p>	<p>○：業務内容に応じて、人工が必要人工（標準案）を確保している又は人工が必要人工（標準案）を下回っている理由に妥当性がある。</p> <p>×：人工が必要人工（標準案）を下回っている理由に妥当性がない。</p> <p>×：提出資料が不十分であり、審査する情報が情報が十分でない。</p>
<p>上記の2つの内容のいずれも「○」の場合は、項目 b) の審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。</p>		

c) 品質管理体制が確保されているか

審査内容	様式	審査の目安
照査予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。	<p>様式 3</p> <p>様式 5</p> <p>様式 5 - 1</p>	<p>○：業務内容に応じて、各々の技術者に支払われている報酬が会社等において定められた額以上を確保している又は下回っている理由に妥当性がない。</p> <p>×：報酬が会社等において定められた額を下回っている理由に妥当性がない。</p> <p>×：提出資料が不十分であり、審査する情報が情報が十分でない。</p>
照査予定技術者の人工が適正であるか。	<p>様式 4</p> <p>様式 4 - 1</p> <p>様式 7</p>	<p>○：業務内容に応じて、人工が必要人工（標準案）を確保している又は人工が必要人工（標準案）を下回っている理由に妥当性がある。</p> <p>×：人工が必要人工（標準案）を下回っている理由に妥当性がない。</p> <p>×：提出資料が不十分であり、審査する情報が情報が十分でない。</p>
<p>上記の2つの内容のいずれも「○」の場合は、項目 b) の審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。</p>		

照査技術者の配置が義務付けられていない場合には、配置予定技術者が成果品の品質に対する全面的な責務を負うことから b) の審査で代替する。

d) 再委託先への支払いは適正か

審査内容	様式	審査の目安
再委託の業務内容を再委託先が確認しているか。	<p>様式 2</p> <p>様式 3</p> <p>様式 5 - 1</p> <p>再委託先見積書</p>	<p>○：業務内容に応じて、再委託の内容、金額が妥当である。</p> <p>×：再委託の内容、金額に妥当性がない。</p> <p>×：提出資料が不十分であり、審査する情報が情報が十分でない。</p>

再委託するものがなく、全て自社にて実施する旨の説明があった場合には、更に業務内容に対応した費用の計上や配置予定技術者に対する適正な報酬の支払いについて厳格な審査が必要であることに鑑み a) 及び b) の審査結果を参考に、再委託業務がないという状況を踏ま

えた必要額であるか否かについて審査する。

(4) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

- ① 調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行が必ずしも十分にされないと認められる具体的な事情がない限り、(2)の履行確実性の評価をAとし、履行確実性を1.0として評価するものとする。
- ② 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあることから、(2) a) から d) までの審査項目を(3)審査の目安に沿って評価した結果、「○」と審査した項目数に応じて、次の表の「○」と審査した項目数の欄に対応する履行確実性を付与するものとする。

「○」と審査した 項目数	評価	履行確実性度
4	A	1. 0 0
3	B	0. 7 5
2	C	0. 5 0
1	D	0. 2 5
0	E	0